

公益財団法人いわて産業振興センター懲戒処分規程

平成 25 年 6 月 10 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人いわて産業振興センター(以下「センター」という。)の職員の懲戒処分手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象職員)

第 2 条 この規程で職員とは、センター就業規程第 2 条に規定する職員、センター契約職員就業規程第 2 条に規定する契約職員及びセンター非常勤職員就業規程第 2 条に規定する非常勤職員をいう。

(調査)

第 3 条 理事長は、前条の各就業規程に規定する懲戒処分に該当する行為が発生したときは、直ちに事実確認調査を行うものとする。

(諮問)

第 4 条 理事長は、前条の調査の結果、当該行為が減給、停職又は解雇処分に当たると判断した場合、次条に規定する懲罰委員会に懲戒処分の内容を諮問する。

(懲罰委員会)

第 5 条 センターに、懲罰委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 常務理事
- (2) 事務局長
- (3) 各部長
- (4) 労働者の過半数を代表する者

3 委員会には委員長を置き、常務理事をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、事務局長又は総務金融部長が職務を代理する。

5 委員会は、職員を代表する者を含む 3 名以上の出席を要する。

6 第 2 項第 3 号の者が処分対象の場合、他の部長に替える。

7 委員会に関する事務は、総務金融部が行う。

(議事)

第 6 条 委員会は、理事長の諮問に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

3 委員会は、弁護士、社会保険労務士等有識者を招聘し意見を求めることができる。

4 会議は非公開とし、委員又は出席委員は議事の内容を他に漏らしてはならない。

(当事者の弁明)

第 7 条 懲戒処分対象者は、委員会において、自己の被疑行為について弁明することができる。

2 前項の弁明は、代理人又は文書によることもできる。

(議事録)

第 8 条 委員会は、議事について議事録を作成する。

2 出席した委員全員は、議事録に署名・押印する。

3 委員長は、前項の議事録をもって、理事長に答申する。

(処分の決定)

第9条 理事長は、委員会の答申に基づき、懲戒処分を決定する。

(理事会報告)

第10条 理事長は、戒告、減給、停職又は解雇処分を行ったときは、理事会に報告する。

(処分の公表)

第11条 理事長は、減給、停職又は解雇処分を行ったときは、センターホームページで処分内容を公表する。

(職員以外の行為)

第12条 次の各号に掲げる者が、センター就業規程に規定する懲戒処分に該当する行為を行った場合、理事長は事実の調査を行い、それぞれ次の措置を行うことができる。

- (1) 理事及び監事 評議員への事実の通知
- (2) 委嘱者 契約解除
- (3) 県派遣職員及び県駐在職員 県への事実の通知

(公開)

第13条 この規程は、センターホームページにより公表する。

(改正)

第14条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

(補則)

第15条 この規程の運用に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。